



農地再生レポート通信



発行：福島県耕作放棄地対策協議会 編集：福島県農村振興課 TEL 024-521-7415 FAX 024-521-7545 E-mail: nosonshinko@pref.fukushima.lg.jp



今季のさわやかリフレッシュ



～基金事業の後継事業「荒廃農地等利活用促進交付金」のご案内～

県では、本年度で終了となる基金事業(耕作放棄地再生利用緊急対策交付金)に代わり、国の「荒廃農地等利活用促進交付金」を活用し、来年度以降も引き続き荒廃農地の再生を支援します。

今回は平成30年3月に要綱等の一部改正がありましたので、改めて制度の概要について、ご案内します。新しい交付金を活用しての荒廃農地の再生活動等を促進しましょう。

○新しい交付金の概要○

●**事業の対象者** 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等の担い手のほか、民間事業者等、農地中間管理機構、農業協同組合等の団体、**チャレンジ支援枠【新設】(※)**で取り組む 新規就農者等及び被災農業者等

(※) 中山間地域で担い手農業者等が、独立や経営発展にチャレンジする新規就農者等と二人三脚となって、再生農地で農作業に従事させながら栽培技術等を習得させ、再生農地の利用権の移転等により独立等を後押しする取り組み。
※対象農地は「中山間地農業ルネッサンス事業」の「地域別農業振興計画」に策定されている地域。

●対象農地(農振農用地区域内)及び●支援内容

【1号遊休農地(荒廃農地(A分類))】

- ・再生作業、土壌改良、営農定着等
- ・施設等の整備(農業用機械、農業用施設のリース導入)

【2号遊休農地】

- ・整地等の低コスト整備、土壌改良、営農定着等
- ・施設等の整備(1号遊休農地の支援と同じ)

- 要件** ・総事業費200万円/件未満
- ・再生農地での5年間以上の耕作等

●交付金の流れ

国→県→市町村→事業実施主体(交付対象者)

※協議会を通しての交付ではなく、地方公共団体を通しての補助金となります。



むらからまちから

小野町担い手育成総合支援協議会 の取り組みを紹介いたします。

① 協議会の設立経緯

小野町では、平成18年8月に設置された「小野町担い手育成総合支援協議会」において、平成20年度より耕作放棄地再生利用の支援事業を行ってまいりました。

② これまでの取組状況

国の「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」を活用し、これまでに浮金棟内地区(平成21年度)と飯豊月清水地区(平成22年度)の2地区で約1haの耕作放棄地が解消・再生されました。再生された農地では飼料作物が栽培され、自給率が向上しました。



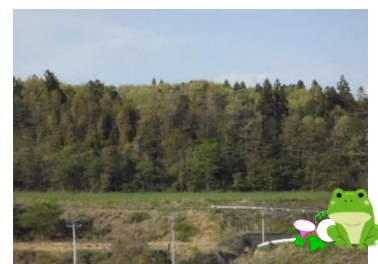
浮金棟内地区(現在の状況)

③ 特徴的な取組

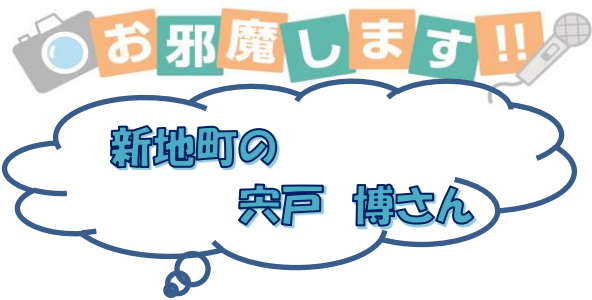
平成29年度より農業委員会において設置された「農地利用最適化推進委員」と協力し、より地域に密着した耕作放棄地の把握や再生促進に努めています。

④ 今後の抱負・活動展開予定

当町で農業をしたいという新規就農者を受け入れるためにも、耕作放棄地を再生した農地を紹介し、新たな地域の担い手が安心して就農出来るよう積極的に耕作放棄地の調査・再生を進めていきたいと思います。



飯豊月清水地区(現在の状況)



にインタビューしました!!



再生した農地



耕作放棄地再生に取り組んだきっかけについて
お聞かせください。

A

震災前は、相馬市で農業や漁業をやっていましたが、津波の被害を受け、自宅と農地がなくなっていました。その後、農地や庭などの緑に囲まれた、震災前のような環境を取り戻したいと思っていたところ、縁あって新地町の住宅と農地を紹介してもらいました。
農地はかなり荒れており、初めは不安でしたが、土地の所有者からぜひお願いしたいという話があり、農地を取り囲む環境がとてもしっかりと、耕作放棄地再生利用緊急対策事業を活用できるとの紹介もあったことから、耕作放棄地再生に取り組むことにしました。



耕作放棄地解消の取り組みについてお聞かせください。

A

平成29年に2・7アールの耕作放棄地を解消しました。解消にあたっては、全体的に藪状態であったことから、立木の伐採等の作業を業者に委託しました。工事の様子は毎日のように見に行き、将来の営農の構想を描いていました。
耕作放棄地の解消を通して、自然との共存や土地の有効活用について、改めて考えるようになりました。



今後の耕作放棄地活用等の展開について
お聞かせください。

A

解消した耕作放棄地では、今年度からそばを作付けする予定です。以前やっていたそば屋を将来再開したいと考えています。また、周辺の農地でみかんやザクロなどの果樹も植えたいと考えています。「自然との共存」「土地の有効活用」「生きがいづくり」を同時に実現する方法を模索しており、将来的には、高齢者住宅をつくり、耕作放棄地等を活用して造成した農地や果樹園等とその周りを囲むことなども考えています。



羅針盤

～福島県・県協議会からのお知らせ欄～



お知らせ

～福島県並びに県協議会からのお知らせ～

◎ 平成21年度から始まった「耕作放棄地再生利用緊急対策事業」も今年度が最終年度となります。これから計画し、実施できるものとしては下記の取り組みがあります。

- ① 農地中間管理機構への利用権設定を進めることにより荒廃農地の解消に資する取組
- ② 被災者農家が避難先等で荒廃農地を活用する際の再生作業や再生農地での営農活動
- ③ 地域協議会長が特に必要と認める取組（県協議会長の同意が必要）

詳しくは県耕作放棄地対策協議会（県農村振興課内）、各市町村等の地域耕作放棄地対策協議会までお問い合わせください。

なお、最終年度のため7月中に実施計画書を提出いただくこととなりますのでご了承ください。

編集後記

日頃より耕作放棄地対策の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。本号から編集担当が代わりました。皆様の取組に役立つ情報を発信したいと思いますので、どうぞよろしくお願います。

※今後「農地再生レインボー通信」の配信を希望される方は、
nosonshinko@pref.fukushima.lg.jp までご連絡ください。